

てんぶす那覇 多目的ホール吊物電気制御盤・操作盤改修工事 仕様書

1. 工事概要

- ・ **工事名称**： てんぶす那覇多目的ホール吊物電気制御盤・操作盤改修工事
- ・ **工事場所**： てんぶす那覇 4 階 多目的ホール(沖縄県那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号)
- ・ **発注者**： 那覇市 経済観光部 商工農水課
- ・ **履行期間（工期）**： 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- ・ **実作業時間帯**： 本工事のうち、館内全域にわたる配線作業、停電を伴う機器の更新、その他通常開館時の施工が困難な作業については、原則として施設の「休館日」かつ「催事（イベント）の開催がない日」に実施するものとする。また、現地の実作業時間帯は、午前 9 時から午後 6 時まで（うち休憩時間 60 分を含む）とし、1 日あたり 8 時間程度の作業時間を確保するものとする

2. 工事目的および範囲

(1) 工事目的

経年劣化に伴う舞台設備（吊物設備電気制御盤および操作盤）の更新・改修を行い、舞台演出および管理運用における安全性と信頼性の向上を図る。

(2) 工事範囲

本工事の対象範囲は以下のとおりとする。

①制御盤の改修・更新

制御盤（主盤等）内の経年劣化したリレー、ブレーカー、マグネットスイッチ、インバータ、制御基板等の部品・機器の更新等、および内部配線の引き直し。

②操作盤の改修・更新

舞台袖および調光室等に設置されている吊物操作盤（タッチパネル、操作スイッチ類含む）の更新等、操作性・視認性の向上等。

③新規制御盤類の据付・配管配線接続工事

新設盤の据付、それに伴う必要な配管、配線、および接続工事一式。

④調整・試験

新設制御盤・操作盤と、既存の吊物駆動部（ウィンチ等）との連動調整試験、安全装置（リミットスイッチ、非常停止等）の動作確認および負荷試験。

⑤撤去処分

改修に伴い発生した旧制御盤内部品、旧操作盤、不要配線等の撤去および産業廃棄物としての適正処理。

3. 施工条件および要求仕様

(1) 適用規格・法令

本工事の施工にあたっては、関係する法規（建築基準法、労働安全衛生法、消防法等）、日本産業規格（JIS）、および所轄官公庁の指導を遵守すること。

(2)資機材・仕様

使用する主要機材、材料は原則として新品かつ JIS 規格品またはこれと同等以上の品質を有するものとする。

主要機器の選定および詳細な機器構成にあたっては、部材発注・製作前に必ず設計図書および承諾図面を提出し、発注者の書面による承認を得ること。

(3)施工基準および注意事項

施工にあたっては、標準的な建築/設備工事共通仕様書に準拠し、確実な施工を行うこと。

- ・**事前調査の徹底**： 受注者は施工前に既存の吊物設備、電気配線系統、盤設置スペース等を十分に調査し、既存システムとの不整合が生じないよう綿密な施工計画を立てること。
- ・**施設の運用調整**： てんぶす那覇は他施設の利用や一般市民の来館があるため、騒音・振動・停電を伴う作業、および多目的ホール内での施工にあたっては、事前に施設管理者と入念な調整を行い、休館日や夜間等の作業スケジュールを策定すること。
- ・**既設物への養生**： ホール内の舞台床、音響・照明・舞台設備等を汚損・破損しないよう、事前に十分な養生を施すこと。万一、施設・設備を破損した場合は、受注者の負担において速やかに原状回復すること。

4. 提出書類

受注者は、速やかに以下の書類を那覇市担当課（監督員）へ提出し、承認を得ること。

提出書類	提出時期	提出部数	備考
着手届・施工計画書	契約締結後、工事着手前まで	2 部	工程表、安全管理体制等を含む
機器図・承認図・施工図	部材発注および製作前まで	2 部	制御盤外形図、回路図、操作盤仕様等
工事写真(施工前・中・後)	工事完了時	2 部	デジタルデータ (CD-R 等)も添付
完成図書・取扱説明書	工事完了時	2 部	メンテナンスマニュアル、系統図含む
引渡書・工事完了届	工事完了時	2 部	所定の様式による

5. 安全管理および環境対策

(1) 安全対策

- ・施工にあたっては、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、作業員の安全確保（ヘルメット、安全帯の着用必須）に努め、墜落・災害防止対策を徹底すること。
- ・施設利用者および第三者への安全対策（立入禁止措置、保安員の配置等）を万全に行うこと。
- ・火気を使用する場合は、事前に発注者の「火気使用許可」を得て、必ず適切な消火器を現場に配備すること。

(2) 環境対策・産業廃棄物

- ・工事に伴い発生した産業廃棄物（旧制御盤内部品、旧操作盤、不要配線等）は、受注者の責任においてマニフェストに基づき適正に処理し、処理後に写しを提出すること。
- ・騒音・振動、粉塵が発生する作業については、適切な抑制対策（防音シート、散水等）を行うこと。

6. 検査、引渡しおよび取扱説明

(1) 自主検査および試運転調整

工事完了後、受注者は自主検査を行い、完成検査前に施設の技術員・監督員立ち会いのもとで試運転調整を行い、すべての機能が正常に作動することを確認した上で完了報告を行うこと。

(2) 完成検査

工事完了後、発注者・受注者双方立ち会いのもと、那覇市検査員による完成検査（動作確認、安全装置の作動確認、負荷試験等）を実施する。

(3) 手直し工事

検査において不適合箇所が指摘された場合、受注者は速やかに手直しを行い、再検査を受けること。なお、これに係る費用はすべて受注者の負担とする。

(4) 取扱説明の実施

引き渡しにあたっては、施設管理者およびオペレーターに対し、新システムの操作方法、緊急時の対応方法、日常のメンテナンス方法等について、実機を用いた技術指導・取扱説明を実施すること。

(5) 引渡し

完成検査に合格し、各種提出書類および取扱説明が完了・受理されたことをもって引渡し完了とする。

7. 入札保証金及び契約保証金

- ・入札保証金：那覇市契約規則第8条の規定に基づき、免除とする。
- ・契約保証金：契約金額の100分の10以上に相当する額とする。ただし那覇市契約規

則第 30 条の規定に該当する場合は免除する。

8. 保証および契約不適合責任（瑕疵担保責任）

引渡し完了後、本工事の施工または機器の不具合に起因する故障（契約不適合）が発生した場合、引渡し日から 1 年間は受注者の責任と費用負担において、速やかに無償で修理・補修を行うものとする。

9. 特記事項

- ・養生の徹底： 既存建物の共用部を通行する際は、必要に応じて床面や壁面の養生を徹底して行うこと。
- ・事前承諾： 騒音・振動が発生する作業については、事前に併設施設および関係各所の承諾を得ること。
- ・費用負担： 本工事に関わる一切の費用（仮設費、撤去処分費、諸経費等）は、すべて本工事費に含まれるものとする。
- ・疑義の解決： 本仕様書及び設計図書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、那覇市担当課（監督員）と受注者において誠実に協議の上、決定するものとする。

10. 添付資料

設計図面（舞台吊物機器制御盤（外形図・内部機器配置図）、舞台吊物機器制御盤（外形図・内部機器配置図）